

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会公告式規則

昭和 47 年 11 月 1 日教委規則第 2 号

最終改定 平成 27 年 7 月 13 日教委規則第 1 号

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会公告式規則（昭和 47 年教委規則第 2 号）の全部を改正する。

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 2 項に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。

**第 2 条** 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して 7 日以内に公布するものとする。

2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名するものとする。

3 教育委員会規則の公布は、次の表に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

場 所	住 所
羽村・瑞穂地区学校給食組合掲示場	東京都羽村市神明台 4 丁目 2 番地 19

**第 3 条** 教育委員会規則は、当該教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行する。

**第 4 条** 公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告は、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育長名を記入して教育長印を押印するものとする。

2 第 2 条第 3 項の規定は、前項の告示及び公告にこれを準用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成 3 年 10 月 19 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

## 付 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部

を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長が在職する間は、なお従前の例による。